

広報無線受信機を

お持ちですか？

広報無線受信機は、世帯につき1台を無償貸与しており、台風など非常時の防災情報放送とともに、毎日朝夕の定時に町からのお知らせ放送を聞くことができます。

無線受信機をお持ちでない世帯、または古い無線受信機（Bタイプ）をお持ちの世帯の方には、デジタル無線受信機（Aタイプ）を貸与または更新しておりますので、申請（更新）手続きをお願いします。

また、町では、平成25年度から、デジタル方式の電波に対応したデジタル無線受信機へ変更をすすめてきました。平成30年4月からは無線設備変更でアナログ放送ができなくなり、Bタイプの古い無線受信機では無線放送を聞くことができなくなります。更新希望の方は早めの手続きをお願いします。

手続き方法 町民安全課 役場1階

手続きできる方 世帯主または世帯代表の方

持ち物 印印かん、更新の場合は新しい受信機の受信状況を確認後、古い受信機を返却してください。

完全デジタル無線放送に向けた試験放送

11月から平成30年1月までの間の一定期間、試験放送を実施します。詳細は随時お知らせします。

問合せ先 町民安全課 ☎95-19066



新しい無線受信機



古い無線受信機

高齢者と障がい者の総合相談窓口

大口町地域包括支援センター便り



「いしまでも、このまちで 暮らすために」

第3回は「介護予防」について考えてみましょう！
「介護予防」はすべての方が対象です。

いつまでも住み慣れたまちで暮らし続けるために、元気な身体づくりが必要です。

日常生活のなかで楽しみながら活動をするだけでも介護を必要としない身体づくりができます。老人クラブ、体操教室、趣味、ボランティアなどを続けることも介護予防のひとつです。近所で誘い合ってお出かけすることも良いでしょう。少し弱ってしまってもあきらめないでください。

地域包括支援センターがあなたにピッタリな方法をご紹介します。何といたっても大切なことは「元気でいきいきと暮らすために」日常生活のなかで「自分のことは自分でやる（自助）」「少し弱った人のお手伝いをする（互助）」を意識することでしょう。



▲いきいき100歳体操



▲老人クラブ

問合せ先

大口町地域包括支援センター
☎94-2227